

令和3年 第4回全員協議会会議録

令和3年5月20日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 北海道における緊急事態措置への対応について（保健福祉課）

報告事項

- (1) 選挙公報発行条例（案）について
(2) 八雲町議会会議規則の改正（案）について
(3) 八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の改正（案）について

○出席議員（13名）

議長	能登谷 正 人 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	関 口 正 博 君		佐 藤 智 子 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	斎 藤 実 君		赤 井 睦 美 君
	三 澤 公 雄 君		牧 野 仁 君
	安 藤 辰 行 君		宮 本 雅 晴 君
	千 葉 隆 君		

○欠席議員（1名）

田 中 裕 君

○出席説明員（15名）

町長	岩 村 克 詔 君	副町長	吉 田 邦 夫 君
教育長	土 井 寿 彦 君	総務課長	竹 内 友 身 君
財務課長	川 崎 芳 則 君	保健福祉課長	戸 田 淳 君
保健福祉課長補佐	佐 藤 哲 也 君	住民サービス課長	北 川 正 敏 君
商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	学校教育課長	石 坂 浩 太 郎 君
社会教育課長	佐 藤 真 理 子 君	体育課長	三 坂 亮 司 君
公園緑地推進室長	佐々木 裕 一 君	地域振興課長	野 口 義 人 君

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
庶務係長	松 田 力 君		

[開会 午前 9時56分]

◎ 開会・議長挨拶

○議長（能登谷正人君） 令和3年第4回の全員協議会を開会させていただきます。議長挨拶ですが、できるだけ早く、3密を控えるために割愛させていただきます。

◎ 町長報告事項

○議長（能登谷正人君） それでは早速、報告事項に入らせてもらいます。

一つ目は、北海道における緊急事態措置への対応についてでございます。それでは、町長報告事項ですが、北海道における緊急事態措置への対応について、町側からの説明をお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） コロナ対策ということで、座って話させていただきます。皆さんおはようございます。大変忙しい中、全員協議会を開いていただきまして、ありがとうございます。

まずは、八雲町が町民に対しまして、感染対策を十分にするという指示を出しながらですね、町内から2名の職員から感染があったということで、心からお詫びを申し上げたいと思います。この件につきましては、皆さん報道並びに議員の皆様にもお話しいたしましたけれども、副町長1名については、昨日の時点で退院をしたということであります。農林課の職員につきましては来週の月曜日に確認をしながら、退院できるかどうか確定するというところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

少しだけこの感染の状況を話させていただきますと、札幌から来た方、この方は函館市、北斗市、鹿部町、森町、八雲町ということで、この町村を周ったそうであります。確認いたしましたけれども、函館市でも感染がありました。今皆さんこの塀を立てていますが、北斗市は行きましたけれども感染はなかったということで、北斗市の市長に聞いたところ、北斗市はきちっとアクリル板をやって対応したということであります。鹿部町はもちろん感染いたしました。森町も感染いたしました。八雲町も2名が感染いたしました。この2名もですね、通常どおり応接のところでことらは3名、向こうは2名ということでマスクをして、マスクは1回も外すことはなかったということで、お茶も出しましたが、こちらは飲まなかったということで、マスクは1回も外さないで、30～40分で感染したということでありますので、それから私たちもやはりきちっと防護版をきちっとするというところで、感染対策をしっかりとしながら、庁舎内も、お茶の出すこと、並びに名刺交換も今、停止をしながら外部から来る方の、なるべく感染がないように努めているところであります。議員の皆様どうかですね、これ変異株ということでありますので、どうか感染能力がかなり強いということでありますので、会うときには感染対策をしっかりと感染をしないようにしていただければと思います。

それと、これから詳しくですね、緊急事態宣言の対応並びにワクチンの接種について説明を担当課からしますけれども、今、町でですね、対応している福祉課の職員等々はですね、感染がリスクが大きいということで、医療従事者等の中にいれまして、先に福祉課の職員並びにコロナのワクチンの接種する会場に入る職員については、先に打つように今指示をしているところであります。

さらに、急遽ですね、キャンセルのあるワクチンにつきましては、町特別職、次には学校の先生を予定しながら、さらに急なことがあれば困りますので職員も準備をしているところであります。私につきましては、今週の月曜日、ある老人ホームの接種の中で、これ2回目の接種でありましたけども、たまたま急遽3名の方が接種できないということになりましたので、私と副町長と教育長ということで、今週の17日、夕方5時過ぎに接種したということであります。接種した状況でいきますと、知っている看護婦さんでありましたが、痛くするなよといいましたら、まったく痛くなかった。私はベテランだよとですね、言いましたけれども、同級生でありましたけども、それでその次の日にちょっと腕が痛かったということですので、今のところ副反応はないということで、また2回目に打たせていただきますので、そのときにまた皆さんに情報を共有していただければなど。

この、首長が打つ、特別職が打つということには賛否両論がありますけども、今回、副町長が感染したということで私の判断で決めましたので、その辺はどうか議員の皆さんにもご理解をいただければと思います。

それと接種については、今、65歳以上のワクチンは国のほうから確保されていますので、十分に65歳以上は接種できると。この中にも私はまだ64歳だよという方もいらっしゃいますけれども、3年度、今年度中に65歳になる方は対象になっていますので、受けられるように、また、お願いしたいと思います。

それでは、あとは担当課のほうから説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） それでは、資料の説明をさせていただきます。

はじめに資料1、北海道における緊急事態措置への対応についてをご報告いたします。本年3月の緊急事態終了から、わずか1か月で東京都以下4都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、5月14日には北海道の緊急事態措置区域への追加が決定し、翌15日には北海道における緊急事態措置が決定されました。

町といたしましては、翌16日に感染対策会議を開催し、対応について決定いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに（1）小中学校の対応ですが、登下校や授業につきましては、文科省の衛生管理マニュアルに基づきまして、感染対策の徹底を図りながら実施してまいります。②学校行事につきましては、修学旅行は実施を見合わせとし、5月に出発を予定しているものですが、実施を見合わせるとして延期といたします。体育祭につきましては、縮小や種目の厳選、参加者の限定等の対策をとって実施いたします。次に部活動につきましては、中体連等の大会に出場する活動に限り練習は厳選して実施することとし、合宿などの宿泊を伴う活動や対外試合等については自粛することとしております。

続きまして(2)公共施設等の対応ですが、北海道が不要不急の外出や移動を控えること、特に20時以降の外出を控えることを道民に要請していることを踏まえて、方針として施設の利用は20時までとすること。また、町外からの利用が多い施設については休館等の対応をとることといたしました。

対応する施設につきましては、別紙をご覧ください。左側に対応する区分を記載しております。1番上は時短対応の施設で、公民館から下から2段目の運動公園までは、20時までの時短開館とし、かつ上の3施設につきましては、土日等も時短開館としております。また、丘の駅につきましては、15時までの時短営業としています。

次に中段は、休館・休場等の施設になります。なお、1番下の町民センターにつきましては、現在ワクチン接種会場として使用しているため、一般の利用につきましては受付をしていない施設でございます。

次に、1番下は通常どおり利用できる施設となっております。最後に時短や休館等の期間につきましては、5月17日から31日までとしているところでございます。

それでは、はじめの資料の裏面のほうに戻らせていただきます。(3)いきいき応援券と八雲割の取扱ですが、①として町内循環型商品券発行事業のいきいき応援券については当初設定いたしました、6月までの利用期限を7月31日まで、1か月延期することといたします。②の新型コロナウイルス感染症対策宿泊助成事業の八雲割につきましては、地域の予約を一時停止することとし、停止期間は事業者によるプラン再構築と町民への周知期間を考慮し5月17日から6月30日までといたします。また、再開は、7月1日からを予定しており、期限につきましては9月30日まで延長することといたしました。

以上、簡単ですが、1の緊急事態措置への対応についてのご報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ありがとうございます。

次にワクチンのことは続けてやりますか。あとでまた説明しますか。

(何かいう声あり)

○議長(能登谷正人君) ここで一旦切らせてもらいます。

ただいま、町側から報告がありました。このことについて何か皆さんご質問ありますか。

○9番(三澤公雄君) はい。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) ワクチン接種のときに、福祉課職員と手伝いの職員にワクチンを接種することにしたと、町長から報告がありましたけれども、あと会場でお手伝いしている民間の方なんかにも是非そういう方向で検討してもらいたいと思うんですけども。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 職員以外で今、臨時で手伝っていただいている方の接種ということですが、同じように集団接種会場につきましては、医療機関の届け出をして医療従事者等ということで該当しますので、まずは早急に今、会場に従事される任用職員の方、ほぼ毎日会場に従事することとなりますので、一番最初のほうで調整をしたいと思いますが、今、医療従事者の枠で、まだもともと予定していた歯科だとか薬局ですとか、いろいろな元々の

対象者の方の接種もまだ終わっていない状態ですので、その枠の中に優先的に入れて先に接種していただこうと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○9番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかに。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉議員。

○14番（千葉 隆君） 八雲町の休館とか休業の関係で、公園緑地推進室では、牧場の冒険広場だとか、ふれあい館だとか休館しているんですけども、この要請というのは道から要請されて基本的になってるんですけども、その上のオートリゾート、道立公園のほう、キャンプ場があるんですけども、そこは去年もそうだったんですが、予約受け付けてるんですよ。委託で小学館が運営しているのかもわかりませんが、委託で運営しているんだったら町のパノラマも委託してるんですけども、町の持ち物ということでこういう措置をやってるんですけども、道の対応がそういう状況になってるので、土曜日ですね、満杯になってるんですね。今週もそうですし、来週も受付ができないくらい予約がいっぱいの状況で、前年度もそういう状況から結構町民の方から、なぜそこだけやってるんですかという部分もあるものだから、その辺どういふような状況だということでお聞きしているのでしょうか。

○公園緑地推進室長（佐々木裕一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 室長。

○公園緑地推進室長（佐々木裕一君） ただ今の質問でございますけれども、町の道立公園の指定管理ということでやっていますが、それとはまた別な対応というふうになってるんですけども、道から聞くとところによるとですね、独立採算制でやっておりますので、道から協力要請では話がいつているみたいなんですけれども、通常営業ということでございます。以上です。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉議員。

○14番（千葉 隆君） そこなんですよね。独立採算性はわかるんですけども、結局その人たちが、たとえばオートキャンプ場でやるときに、ホームックとかで炭を買ったり、いろいろ町内で購入している部分もあるし、結局、少ないといっても集中してどこも閉鎖してるから、かなり集中して土日の部分とか、これから夏休みもあるんですけども、集中してくるので、独立採算制というのもわかるんですけども、なんか一方、休館しなさいという、往来をね。それでナンバー見れば全部町外なんですよね、町外。だからその辺やっぱりある程度そういう現状がいかげなものかという部分は、ある程度話をしていかないと、理解を得られないのかなと思うんですよ。

町の対応ではないからあれなんですけども、町外から道の施設というか管理運営は確かに委託して、独立採算制でやってるかもわからないけれども、道の施設なので、そのところで独立採算制だから往来いいですよと言って、あとは駄目ですよというのが、なんか感情的には理解しがたい部分があるものだから、ある程度抑制するような要請ということでは

きないんですかね。判断するのは最終的に道がするんだけど、こういう状況が続いてるわけですから、一定程度、要望というか要請、強さは別にしてでもそういうことは正式にできないのかどうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員ですね、おっしゃるとおりだと思います。本当にこのキャンプ場私も見ましたけども、札幌ナンバーですとか道外のナンバーも多い状況で、先ほど言ったとおりですね、道立公園の中の支援事業でありますので、多分、道のほうには強制的に言うと休業補償等々も絡んでくる問題だと思いますけども、我々の感情的なことを言いますと、千葉議員さんおっしゃるとおりでございますので、これは北海道のほうに要請してみたい。それが可能かどうか分かりませんが、やってみたいということでご理解をいただければと思います。

○議長（能登谷正人君） そのほかありませんか。

ないようです。それでは、緊急事態措置への対応ということは、以上で終わります。次に、ワクチン接種の状況等について、お願いいたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） それでは、引き続き資料の2ワクチン接種の状況について、ご報告いたします。

（1）まず、予約の状況でございます。八雲地域につきましては、75歳以上の受付を、4月26日から開始したところですが、当日の午後には予約枠の受付が終了したため、5月20日、本日より受付を再開しているところであります。本日と明日の二日間で75歳以上の方が予約を希望した場合には、全員が予約できる枠を確保してございます。

また、65歳から74歳の受付につきましては、来週月曜日、5月24日から開始することとしております。こちらにつきましても、全人口分ではございませんが、希望される方についてはおそらく予約できる見込みと想定してございまして、予約の状況を見ながら判断して進めてまいりたいと思っております。熊石地域につきましては、75歳以上の受付を5月6日から開始しており、65歳から74歳の受付は6月上旬頃から開始する予定としております。

次に（2）接種の状況でございます。八雲地域は先週5月10日月曜日から町設置会場である町民センターとはびあ八雲において集団接種を開始しており、1日の接種人数は、高齢者60人と医療従事者等20人の計80人、先週5日間で合計400人の接種を実施いたしました。私も接種会場にずっと従事していたんですけども、当初、やる前は、どこかで密にならないかとか相当心配しながら感染対策に気を付けて準備してきたつもりですけども、実際、先週5日間では接種もスムーズに行い、来場者の方も密になることなく実施できたなと思っております。熊石地域につきましては、来週月曜日、5月24日から国保病院において個別接種を開始することとなっております。

以上、簡単ですけども、ワクチン接種の状況等についての報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりましたが、何かご質問ありますか。

この辺、議会の議員の皆さんは町民の人方にも聞かれると思いますので、しっかり年齢とか接種の予定日とか、いろいろきちっと覚えておいて、町民の方々には間違えのないように聞かれた場合は説明をお願いいたします。ないようですので、これで町側からの報告が終わりました。理事者の皆さんご苦労様でした。休憩します。

休憩

再開

◎ 報告事項

○議長（能登谷正人君） 再開させていただきます。

4番目の報告事項ということで、選挙公報の発行条例案について、1から3までについては、これまで議会運営委員会で協議をしておりますので、千葉委員長から報告をお願いいたします。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長のほうからご説明がございました、（1）選挙公報発行条例案、（2）町議会会議規則の改正案、（3）町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案の改正について、議会運営委員会で議論したところでございます。詳細につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 議長、庶務係長。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） それでは、私のほうから資料に基づいて説明させていただきます。

まず資料1の選挙公報発行条例案について、ご覧いただきたいと思います。

まず1番、選挙公報につきましては、国会議員及び都道府県知事の選挙における選挙公報につきましては、公職選挙法に規定されておまして、これまでの選挙にあつては選挙公報が配布されていたことは皆様ご承知のとおりでございます。ですが、そのほかの選挙につきましては、各自治体が制定する条例によって選挙公報を発行することができるようになっておまして、現在、当町ではこの条例の定めはしておらず、これまで町長選挙並びに町議会議員選挙については、選挙公報の発行はされていなかったところでございます。

ここで2番、選挙公報発行の効果についてですけれども、まず有権者にとりましては、複数の候補者から一人の候補者を選ぶ判断材料となること。そして当選後の町長及び議員活動に対するチェック材料となること。そして新型コロナウイルス感染症の影響から、これまで同様の選挙運動が困難になることが想定される中で、候補者の考えを有権者に発信できる。こういった効果があると考えられます。こうしたことを踏まえまして、議会運営委員会で協議した結果、当町における選挙公報の発行条例を制定して選挙公報を発行するという結論に至ったところでございます。

それでは3番、選挙公報発行条例案についてですけれども、条例案については、資料1の別紙ということで皆様に配付しているところでございます。そちらをご覧いただきたいと思っております。この選挙公報の発行条例につきましては、内容につきましては、公職選挙法に準じた内容となっているため、すでに制定しております、どの自治体においてもほぼ同様の中身となっております。ですが配布の方法、配布の期日の設定については、自治体によって異なりますので、そちらについてご説明したいと思っております。

まず第1条は主旨について規定しております。第2条については発行について定めておりまして、その選挙ごとに発行するものとしているところでございます。第3条に掲載の申請、第4条に発行の手続きを規定しております。第4条の発行の手続きの第1項をご覧いただきたいと思うんですけれども、基本的には掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するとしておりますので、候補者が作成した掲載文については、そのまま選挙公報に掲載することにしております。次に第5条の配布についてですけれども、八雲町につきましては、このあと説明いたしますけれども、選挙公報の配布につきましては、新聞折込による配布を考えてございます。そして第2項にその補完措置といたしまして、八雲町役場、そのほか適当な場所に選挙公報を備えおくことで配布の補完措置としているところでございます。

別紙の裏面に移っていただきまして、第6条には、発行を中止する場合について規定しております。選挙の際に定数以上の候補者がいなくて投票を行わないとした場合については、選挙公報の発行はしないということを定めております。条例案については、以上でございます。

資料1番の本紙に戻っていただきたいと思っております。発行を考えている選挙公報の仕様についてご説明いたします。本日、B4サイズのサンプルを皆様にお配りしておりますので、そちらをご覧になりながら説明を聞いていただきたいと思っております。

まず(1)のレイアウトについては、B4の縦サイズを想定しております。サンプルには皆様候補者の写真が掲載しておりますけれども、八雲町の選挙公報につきましては写真の掲載については候補者の任意によって掲載したいと考えてございます。本日配付しておりますサンプルにつきましては、データをですね、プリントアウトしているものなので写真がかなり綺麗に出ていると思っておりますけれども、実際には、印刷をする予定ですので、写真の綺麗さといいますか、についてはもう少し劣ったものになることを想定しております。なお、一面当たりの候補者の掲載人数は議員で4名、町長の場合については2人から4名で想定しております。

(2) 配布についてですが、配布世帯数につきましては、町広報の配布世帯数を参考にして、8,000世帯を想定してございます。配布の方法につきましては、新聞折込と役場等への公報配置によって配布を考えております。新聞折込で配布する世帯については、約4,800世帯、そして補完措置として、役場等への公報配置が3,200世帯分を想定しております。

(3) 印刷についてですが、印刷につきましては、32,000枚を想定しております。印刷広報につきましては、町内業者の委託等も考えましたが時間等の制約がある中、町の印刷機によって自前で印刷することとしております。

資料1の裏面をご覧いただきたいと思っております。まず、選挙公報の配布までの流れについて記載しておりますが、流れといたしましては、まず投票日の5日前、こちらは告示日になり

ますけれども、この告示日に候補者の原稿が揃う。そしてその掲載順をクジで決定して、そのあと現行及び紙面の構成を確認したのちに印刷・配布をすることになります。時間的には投票日の5日前が告示日になりますので、実際には4日ほどしかスケジュールとしては時間の無い中で、新聞折込をする際には、配布希望日の3日前に持ち込みが必要となることから、印刷自体にかかる時間は1日程度しかないということです。自前の印刷で行うことを決定したところでございます。

5番の選挙公報の発行に伴う経費についてですが、印刷用紙代、トナー代、新聞折込でそれぞれ記載の金額を予定しております、合計24万7,818円を必要経費と想定しております。なお、この経費につきましては、6月定例会のほうで補正対応したいと考えております、議会費ではなく総務費のほうでの補正対応となる予定でございます。

最後に6番、選挙公報の発行に関する規定についてということで、今回、条例について定めさせていただきますけれども、その詳細な内容につきましては、規定を定めることとしておりますが、その規定につきましては、選挙管理委員会が定めることとしております。選挙公報の発行条例については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ただいま、説明がありましたけれども、これまでの説明で何かご質問がありましたら。ないようですので、次に2と3の説明に移らせていただきます。お願いします。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 議長、庶務係長。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） それでは、資料の2番、八雲町議会会議規則の改正案についてご覧いただきたいと思っております。

まず、この度の改正の概要についてですけれども、全国町村議会議長会におきまして、標準町村議会会議規則が改正されたことから、当町議会の会議規則についても一部改正を行うものでございます。

2番の改正の内容についてですが、3点ございまして、まず1点は欠席事由の整備、そして2点目が出産による欠席の期間を明記、そして3番が請願手続きにおける請願者の応援義務の見直しとなっております。3番八雲町議会会議規則の一部を改正する規則案ということで、新旧対照表を記載しております。まず、欠席事由の整備ということで、第2条の欠席の届け出、現行、事故のため出席できないと示されている条項につきまして、改正案につきましては、公務・傷病・出産・育児・看護・介護・そして配偶者の出産補助・その他のやむを得ない事由ということで、欠席の事由を明記したものとなっております。

第2条の第2項につきましては出産による欠席等も明記するという内容で、議員の出産による欠席については、産前6週、産後8週の期間を明記するといった内容となっております。

最後に請願書の記載事項ということで第87条につきましては、これまで請願者の押印義務を規定していたものを、署名または記名・押印しなければならないということで、本人の署名の場合は押印の必要はないということでの改正の内容となっております。まず、資料2番の会議規則の改正案については、以上でございます。

○議長（能登谷正人君） ついでに、3番も関連ありますので、説明をお願いいたします。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 引き続き、資料3の八雲町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の改正案についてご説明いたします。こちらの条例の改正案の概要についてですけれども、この条例はですね、議員が病気等によって会議を長期欠席した場合にその期間に応じて議員報酬を減額することを定めている条例でございます。先ほど説明いたしました、八雲町議会会議規則の一部改正に倣いまして、欠席事由や報酬減額の適用の内容の整備をするためにこの度事務改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、1点目が、欠席事由の整理、そして2点目が減額の適用除外とする自由の整理としてございます。3番の一部改正案の新旧対照表をご覧いただきたい位と思います。第3条に示されている議員の報酬の減額の対象とする、議員の欠席事由について、先ほどの会議規則に倣いまして、これまで自己都合・疾病としていたものを傷病・育児・看護・介護・配偶者の出産補助と明記しております。会議規則の改正につきましては、欠席事由の中に公務を含めておりましたが、公務による長期欠席はあまり考えられないので、この条例の改正については、その公務という出席事由については除いてございます。なお、第5条の適用除外につきましては、これまで公務上の災害と、その他議長が認める場合としておりましたが、これに産出、そして感染症の予防及び感染症の患者に対する、医療に関する法律第18条第1項に規定する患者又は無症状、病原体保有者となった場合ということで、新型コロナウイルス感染症等を含めて様々な感染症に感染した場合、もしくはその疑いがある場合について欠席をやむを得なくする場合については、長期期間による議員報酬の減額の適用除外とする内容となっております。出産につきましては、会議規則について産前6週、産後8週と明確にするため、少なくとも14週ですので98日の欠席を認められるということですので、その場合についても長期期間の欠席による減額の対象とはしないということで、この度適用除外に含めようとするものでございます。

資料3の説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。何かご質問がありましたら、お願いたします。これですっきり、きちっとした改正案ができますので。何かありませんか。ないようですね。それでは、ないようですので、終わらせてもらいます。

（何かいう声あり）

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 今、説明いたしました、選挙公報の発行条例、そして会議規則の改正、そして議員報酬の特例に関する条例の改正については、6月定例会で議会運営委員会の発委で提案することとなりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

◎ その他

○議長（能登谷正人君） それでは、その他ということで、皆さん何かありましたら。事務局のほうはないですか。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 議長、庶務係長。

○議長（能登谷正人君） 係長。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） その他ということで、毎年行われております、道の議長会主催の議員研修会ですけれども、正式に今回中止となる旨、連絡がありましたので、今年の研修会はありませんので、そのご連絡をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） それでは、以上で全協の予定された議案が全部終わりました。ご苦勞様でした。以上を持って終わります。

〔閉会 午前10時39分〕